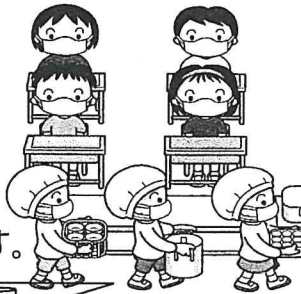


感染症の拡大が心配です。「まん延防止等重点措置」の適用地域になります。学校内での里の子の様子を大人たちに見てもらいたいです！給食時間は黙食を徹底し、大声には注意し、話し合い活動はフェイスシールド着用です！子どもたちは正しく学んで、正しく予防しています。



日本スポーツ振興センター

本日、川口市からの「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の加入について」という手紙を配布いたします。川口市の「子ども医療費支給制度」との違い等がありますので、よくお読みください。

日本スポーツ振興センターは、「日本スポーツ振興センター法」に基づき、設置された特殊法人で、学校の管理下における児童の「災害共済給付」をおこなっています。簡単に説明しますと、

- ①通学路を通過して登校し、下校するまでの間、(学校の管理下といえます。)
- ②完治するまでに、保険診療で1500円以上かかったケガに対して、
- ③ケガをしてから10年間まで

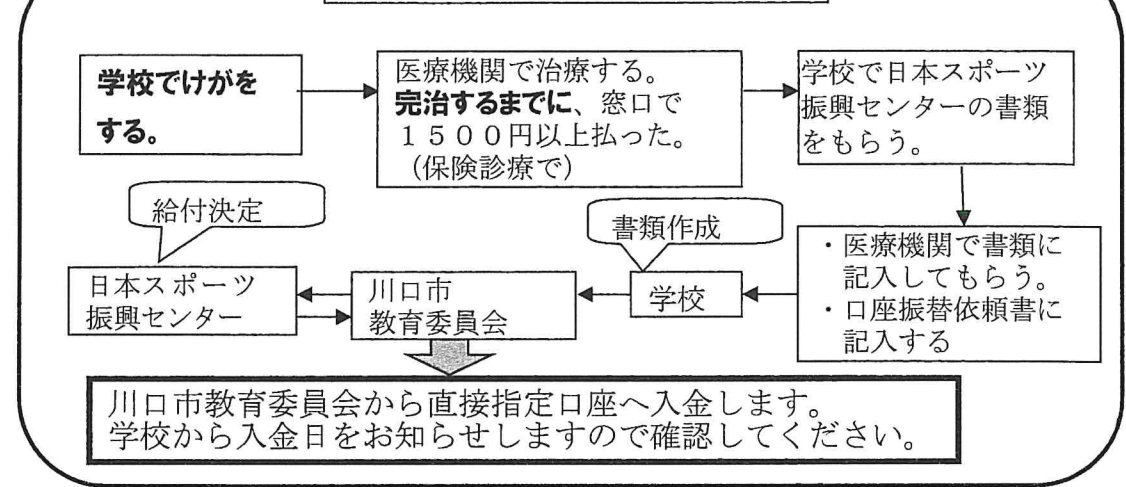
災害給付金として、支払われる制度です。

学校の管理下で起きたけがの場合は、川口市の「子ども医療費支給制度」の対象とはならず、『**日本スポーツ振興センターの災害共済給付**』が優先となります。

日本スポーツ振興センターには、**学校単位での契約になります**。学校生活の中では、故意ではなく、子ども同士の間違いでけがをすることもあります。川口市では全児童に加入していただくようお願いしています。

掛金は4月の学年費として集金させていただきます。学校からの手紙をお読みください。申込書のみを4月21日〔水〕までに担任へ提出ください。

給付金支給までのシステム



＜気をつけていただきたいこと＞

- ①医療機関の受付で、**学校でのケガなので窓口で支払いをする旨を伝えてください。**
- ②ただし、完治するまでの費用が1500円未満は「子ども医療費給付制度」の対象なので、金額を確認してください。
- ③給付金の対象は「**保険診療**」の場合です。
完治までの治療に要する費用(医療機関+薬局等)が1500円以上の場合、窓口で支払いをします。(給付金として1割程度増額した金額で給付)
- ④学校に「日本スポーツ振興センター」災害給付金申請用紙があります。お子さんがけがをした場合、担任に連絡してください。
- ⑤書類提出から3か月程度で川口市から指定口座に給付金が振込まれます。振込日の通知は学校に来ますので、学校より連絡します。通帳のご確認をお願いします。

医療機関によっては、川口市の「子ども医療費支給制度」と混同している場合があります。「子ども医療費支給制度」を使用してしまい、後ほど再精算していただく場合もあります。**受診する際は最初に医療機関の窓口で「学校でのけがです。」とお伝えください。**

日本スポーツ振興センター給付金は、2年間請求がないと無効になってしまいます。

保護者の方からの請求で手続き開始が原則です。